

上尾市告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金を賦課しようとするので、上尾市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年上尾市条例第46号）第8条の規定により、令和8年度内に当該受益者負担金を賦課しようとする区域を次のように定め、これを公告する。

令和8年 4月 14日

上尾市長 畠山 稔

令和8年度内に都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担金を賦課しようとする区域

大字地頭方字天神谷 491番1、491番5、491番7、491番9、491番10、492番

大字地頭方字東谷 507番6、507番9、507番15、507番16、511番1から511番3まで、511番11、512番1、514番1、514番7、516番1、517番2から517番4まで、518番2、518番3、518番6、518番7、519番1、519番3、519番5、519番7、519番8、520番1、520番3、520番7から520番10まで、521番3、521番6から521番10まで、521番16、521番17、521番20、521番21、522番、523番3から523番5まで、523番7から523番13まで、524番1の一部、525番1の一部、525番3、525番7、526番3、527番1から527番5まで、530番3から530番7まで、530番9、530番10、530番14、531番1から531番4まで、531番8、531番9、531番16、532番、533番1、533番2、533番6、534番1の一部、537番5、538番2から538番9まで

大字堤崎字前谷 50番1の一部

大字堤崎字後谷 417番1、417番2、418番2から418番5まで、434番1、434番2

大字中新井字坊山 443番3、443番21から443番26まで、443番28、443番30から443番36まで、443番38から443番42まで、443番44から443番47まで、443番54、451番4から451番6まで、451番8、451番9、451番11から451番14まで、452番4、452番5、452番7から452番9まで、452番11から452番17まで、454番3、454番4、454番8、454番11から454番13ま

で、458番16から458番23まで、458番25から458番33まで、458番35から458番42まで、458番44から458番60まで、458番62から458番71まで、460番9、520番10、520番11、520番58、520番60、520番76、520番101から520番103まで、520番110、520番139、520番157、520番162